

## 第2部 環境の現状と対策

### 第1章 総合的環境保全対策の推進

複雑多様化する環境問題に適切に対処するには、工場などの公害発生源に対する排出抑制・指導とともに、公害の早急な解決や未然防止のための諸施策を総合的・計画的に実施していかなければならない。

このため、従来から、千葉臨海地域及び印旛沼・手賀沼地域について公害防止計画を策定し、総合的な対策を推進するとともに、臨海部の主要企業と公害防止協定を締結し、公害の未然防止に努めてきた。

5年度には、環境に対する県民の基本的な行動規範となる「千葉県環境憲章」の具体的行動計画として、また、地球環境保全のための行動指針としての「千葉県地球環境保全行動計画」を策定し、さらに、自動車公害対策として、自動車を利用する者すべてが取り組むべき事項や総合的、体系的に推進すべき各種交通施策などを盛り込んだ「千葉県自動車交通公害防止計画」を策定した。

また、6年度には、行政・県民・事業者が一体となってごみの減量化と再資源化を推進するため、「千葉県ごみ減量化推進県民会議」の設置、豊かな自然を守り、生き物や地域文化とのふれあいを通して、県民が自然の大切さや仕組みを学ぶための「千葉県いすみ環境と文化のさと」の開設など、県民の取組を推進する施策を展開してきた。

しかし、本県の急速な都市化・工業化による変貌は、地域の環境容量に十分な配慮がなされずに行われてきたことも否めない。そのため、持続的発展が可能な県土づくりのための抜本的な取組が強く望まれた。

そこで、8年2月には、21世紀初頭を展望した本県の環境施策の基本方向を示す「ちば新時代環境ビジョン」を定めるとともに、8年8月には環境ビジョンの理念を踏まえた本県の環境施策のマスタープランである「千葉県環境基本計画」を策定

し、環境施策を総合的に推進している。

さらに、大規模な開発行為等の実施に関しては、「環境影響評価法」及び「県条例」（11年5月以前は「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」）により、環境への影響について事前に調査・予測・評価を行い、公害の未然防止と自然環境の保全を図っている。また、特に大規模な開発計画については、基本計画の段階で、「千葉県環境会議」からの環境保全のあり方についての提言を踏まえて必要な指導を行っている。これらによらない工場建設、宅地造成等個々の開発計画に対しては法令等に基づく事前の審査や県独自の指導要綱による事前審査を行い、環境保全に努めている。

一方、良好な環境の保全や快適な環境づくり、さらには地球環境保全の取組を、県民と一体となった取組として推進するため、「美しいふるさとづくり運動」や快適な環境づくり、環境学習の推進により環境問題に対する県民意識の高揚と地域活動の促進を図っている。

また、これら地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、「千葉県地域環境保全基金」を設置している。

#### 第1節 千葉県環境基本計画

##### 1. 千葉県環境基本計画の策定

千葉県環境基本計画（以下「基本計画」という。）は、千葉県環境基本条例第9条に基づき、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向などを定めた計画であり、「千葉県環境審議会」の意見を聴いて8年8月に策定した。

## 2. 基本計画の概要

### (1) 計画策定の意義

環境問題は、従来の公害問題から都市・生活型環境問題へ、更に地球環境問題へと変化・拡大しており、生活環境、自然環境といった分野を越え、環境そのものを総合的に捉える必要が生じてきている。これに対応していくためには、総合的で長期的かつ計画的な対策を講じることが必要であり、対策の推進に当たっては、社会の構成員であるすべての主体が共通の認識で協力し、環境の保全に取り組んでいく必要がある。

基本計画は、このような観点に立って、21世紀初頭を展望した本県の環境保全の基本方向と環境施策の長期的な目標、施策の方向を明らかにしている。

### (2) 基本目標と理念

これからの環境問題に対する考え方については、

ア 日常生活や産業活動が急激に拡大し、環境に影響を与え、自然の持つ復元能力を超えることが大きな要因であること

イ 人間が生存し、健康で快適な生活を営むためには自然の恵みが不可欠であること

ウ 行政、事業者、県民のすべてが各々の立場から自主的・積極的に取り組む必要があることという認識に立ち、持続的発展が可能な社会を構築するため、基本目標として『健全で恵み豊かな環境の保全と将来への継承』を掲げている。

さらに、この基本目標を目指して基本的な姿勢を示すとともに、行政・事業者・県民・民間団体のそれぞれが共通の認識に立って取り組むため、次の四つの理念を掲げている。

ア 環境への負荷を軽減するため、自然が本来持っている循環・浄化能力を活かして物質の循環・再生をできるかぎり確保する「循環社会の構築」

イ 貴重な自然を保護し、身近な自然を確保し、自然との豊かな交流を保ちながら健全な生態系を維持・回復する「自然との共生」

ウ 私たち一人ひとりが地球の一員としての認識を持ち、地球環境保全にむけて行動する「地球環境保全への貢献」

エ 県・市町村・県民・事業者及び民間団体の各主体が環境に配慮した行動に自主的・積極的に取り組む「みんなが参加する取り組み」

### (3) 対象期間

この基本計画の対象期間は、8年度から22年度(2010年度)までの15年間としている。

### (4) 長期的な目標と施策の方向

基本目標の達成と4つの理念の実現のため、次に掲げる8つの長期的な目標を設定し、さらに、それぞれの分野別目標や必要に応じて個別的な目標を掲げ、これらの目標に対応してさまざまな施策の方向を示している。基本目標、理念、長期的な目標及び分野別目標の関係は、図2-1-1のとおりである。

#### ア 健全な自然の物質循環の確保

今日の環境問題は、自動車からの排出ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型公害が顕著になってきている。

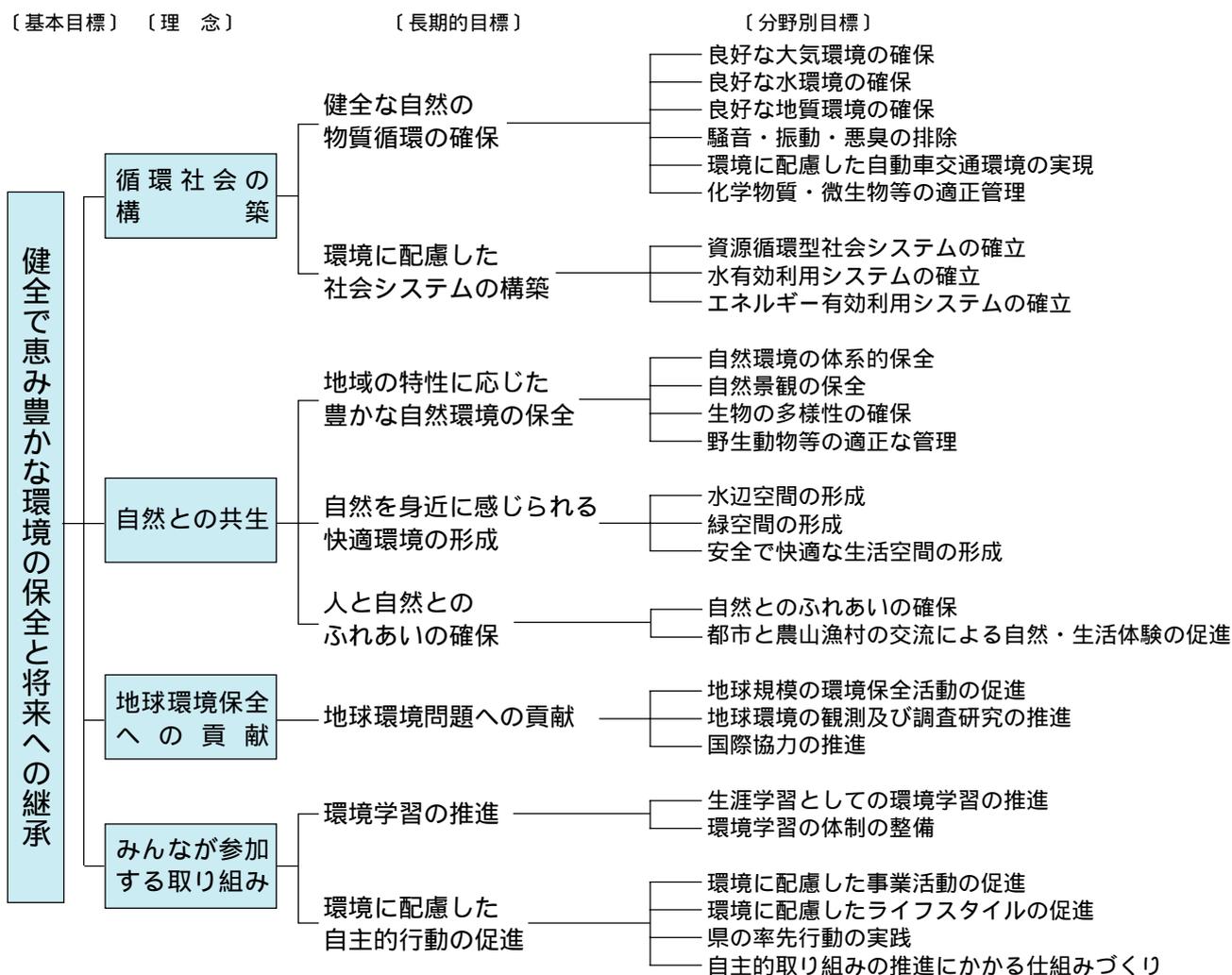
これらは、急激な都市化などが自然の復元能力や許容限度を超えた負荷を環境に与えていることが原因である。そこで第1の長期的な目標は、「大気、水、地質などへの負荷が自然の物質循環を損なうことのないよう、汚染物質の発生抑制や適正な処理を図ることなどにより、負荷をできる限り軽減させることを目指す。」としている。

施策の方向としては、燃料の良質化などの大気汚染の防止対策、下水道の整備などの社会基盤の整備、低公害車の普及などを掲げている。

#### イ 環境に配慮した社会システムの構築

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造が、環境に大きな負荷を与えており、環境に配慮した事業活動の確立と県民一人ひとりが環境に配慮したライフスタイルに転換していくことが必要である。そこで第2の長期的な目標は、「生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面で循環・効率化の

図2-1-1 基本目標、理念、長期的目標、分野別目標の体系図



進んだ社会を目指す。」としている。

この目標に対して、廃棄物のリサイクル、ごみの減量化、水やエネルギーの有効利用などの施策の方向を示している。

ウ 地域の特性に応じた豊かな自然環境の保全

本県には、自然が豊富に残されており、多様な生態系が営まれている。これを将来に引き継ぐためには自然的・社会的な特性を踏まえて、地域ごとに多様な自然環境を保全することが必要である。長期的な目標の第3として「貴重な自然環境、多様な生態系を保全し、房総の豊かな自然を将来の世代に引き継ぐことを目指す。」としている。

このため、分野目標のうち「自然環境の体系的保全」では、地域を「山地・丘陵地域」、「田園地域」、「市街地とその周辺地域」、「沿岸地域」に区分し、それぞれの特性に応じた目標とそのため

の施策の方向を示している。このほか、地域特有の景観の保全やレッドデータブックの作成などの施策の方向を示している。

エ 自然を身近に感じられる快適環境の形成

さわやかな空気、水辺や緑は、日々の生活にうるおいや安らぎをもたらしてくれるものである。また、安全が保たれることや土地の歴史や文化にふれることで、私たちの生活はより豊かに、より快適なものとなる。そこで、街における快適環境を守るため、「身近な自然を適切に保全するとともに、緑や水辺などを整備し、人と自然が共有する安全で快適な生活空間の形成を目指す。」を第4の長期的な目標としている。

このための施策の方向としては、うるおいを感じられる施設の整備や緑化などを掲げている。

オ 人と自然とのふれあいの確保

都市の生活では自然にふれる機会が少なくなっ

ている。自然の尊さ、仕組み、恩恵などを正しく認識し、自然保護の心を身につけることができるよう自然にふれる機会を増やすことが必要である。第5の長期的な目標は、「人と自然との豊かなふれあい、都市と農山漁村の豊かな交流を通じて、自然を大切に作る心が育まれていくことを目指す。」としている。

このため、自然を体験し、学ぶ機会や施設の確保や都市と農山漁村との交流などの施策の方向を示している。

#### カ 地球環境問題への貢献

地球も大きなひとつの生態系であり、大きな循環と微妙なバランスのうえに成り立っているが、各種の自然への負荷が急速に拡大したためこの循環やバランスが損なわれ始めている。私たちの生活も地球環境に様々な影響を及ぼしていることを理解したうえで、行動することが必要である。このため、「人類共通の貴重な財産である地球のため、地球環境問題についての県民の理解を深めるとともに、国際的な交流・協力を通じて、よりよい地球環境の保全を目指す」を第6の長期的な目標としている。

このため、地球温暖化・オゾン層破壊の防止などや、観測・監視、諸外国との情報の交換などの施策の方向を示している。

#### キ 環境学習の推進

人と環境の望ましい関係について学び、環境に配慮した行動の必要性について理解し、実践していくことが求められている。そこで、「環境学習を推進し、一人ひとりが環境に関心を持ち、人間と環境との関わりの重要性を理解し、環境保全に取り組む意識が高まることを目指す」を第7の長期的な目標としている。

ここでは、環境学習の機会づくりや手法の開発、体制の整備について施策の方向を掲げている。

#### ク 環境に配慮した自主的行動の促進

今日の環境問題の解決には、すべての人々が家庭や職場において、あらゆる機会を通じて取り組むことが求められたい。このため、「行政・

事業者・県民・民間団体のすべての主体が自主的かつ積極的に、環境保全のため、それぞれの役割を果たすことを目指す。」を第8の長期的な目標としている。

このため事業所や家庭での自主的取組例を紹介するほか、各主体が環境に配慮した行動をとることを促す施策の方向を掲げている。

#### (5) 共通施策、配慮事項、特徴的な事業

長期的な目標の実現に向けての個別の施策の方向以外に、すべての目標の実現に関連する基本的な共通施策、各種の環境の利用に当たっての配慮事項、各種施策の方向のうち特徴的な事業を別に示している。

##### ア 基本的共通施策

長期的目標の実現に共通して必要な環境影響評価、規制措置など基本的施策の現状と今後の方向を示している。

##### イ 環境利用に当たっての配慮事項

土地利用計画のほか「宅地開発等の土地造成を伴う事業計画」、「ゴルフ場計画」などの11の事業計画を挙げ、計画に当たっての留意すべき事項を定めている。

計画を立案する段階での環境に配慮すべき事項の考え方を示し、環境アセスメント実施の際の基準とするほか、事業者が適切な配慮することを期待している。

##### ウ 特徴的な事業

ここでは、緊急に対策を実施する事業、基盤的な事業及び長期的な視点に立った事業を掲げている。

緊急に対策を実施する事業としては、自動車交通公害対策 印旛沼・手賀沼浄化対策

「ごみ・ゼロ成長社会」推進の3つの事業を掲げている。

環境施策を展開するに当たって基礎となる基盤的な事業としては、事業所の自主的な環境保全活動の促進など4つの事業を掲げている。

長期的な視点に立って研究・検討・実施していく必要のある事業としては、流域全体を視野に入れて、適正な水環境の維持、水質汚濁の解消、

水資源の確保を図る「流域管理」などの8つの事業を掲げている。

#### (6) 推進体制

基本計画を推進していくために、行政、県民、事業者が参加する組織を設置するなどして、すべての主体が一体となった取組を推進するとともに、全庁的な組織を設置し、計画を総合的に推進することとしている。

なお、概ね5年程度を目途として、計画の見直しを行うこととしている。

## 第2節 環境マネジメントシステム

### 1. 千葉県環境保全率先行動計画の推進

県自らが率先して環境保全に配慮した事務・事業を展開し、エネルギー利用の抑制、環境保全型製品の購入、リサイクルの推進などを全庁を挙げて実施し、できるところから環境への負荷を減らしていくため、「千葉県環境保全率先行動計画(ちば新時代エコ・オフィスプラン)」を9年3月24日に策定し、4月1日から運用している。

県は、その事業、事務における活動の影響力が大きいことから、自らが事業者・消費者として率先して環境保全に関する行動を進めることにより環境負荷の低減を図るとともに、市町村等の取組を促す効果が期待される。

#### (1) 計画の特長

国際的な規格として定められた、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、

- ア 環境方針と数値目標の設定
- イ 継続的な環境保全を図るための管理体制
- ウ 取組状況の評価・見直し

について規定した行動計画となっている。

#### (2) 計画の内容

計画では、日常業務における環境配慮や自動車の利用・管理に当たって環境配慮等7分野にわたる150項目の取組事項を設定するとともに、12年度を第1回の目標達成期間とする数値目標を掲げて取り組むこととしている。

また、これらの取組事項から日常活動に関係が深く、全庁的に取り組む必要がある次の4項目を重点取組項目として取組の実践を進めている。

- ア 庁舎等におけるエネルギー利用の抑制を図ることとし、事務所の単位面積当たりのエネルギー消費量を現状比で増加させないよう努め、可能な限り削減に努める。(昼休みの消灯、O A 機器等の電源断の励行)
- イ 用紙等の再生品利用の徹底により、12年度までに用紙等に含まれる初めて使用する木材パルプ(バージンパルプ)の使用量を80%以下となるよう努める。
- ウ 県民サービスに直結する印刷物等以外の、紙使用量を削減する。(特にコピー用紙を対前年度比で90%以下となるよう努める。)
- エ 廃棄物の分別の徹底により、紙ごみの再資源化を推進する。

#### (3) 取組の結果

10年度の本庁及び出先機関等727機関における取組結果の概要は以下のとおりである。

- ア 昼休みの消灯等エネルギー利用の抑制、物品購入時の配慮、廃棄物の減量化等の日常業務における環境配慮の取組事項については、全般的によく実施されている。
- イ エネルギー使用量から算定した地球温暖化の原因物質である二酸化炭素排出量は、8年度に比べ0.7%増加した。

### 2 環境研究所のISO14001認証取得

環境保全、特に地球環境問題への取り組みは社会的問題であり、自治体の役割は大きいものがある。千葉県では県自らが事業者、消費者として率先して環境保全に関する行動をとることを目的に、9年3月に千葉県環境保全率先行動計画(「ちば新時代エコ・オフィスプラン」)を策定し、環境負荷の少ない行政事務・事業の執行を目指し、行動している。

このような状況のもと、千葉県における環境保全研究を担う研究所として、自らの業務を見直し、環境負荷の低減を図るため、平成11年度に環境マ

ネジメントシステム(以下EMS)の国際規格であるISO14001について認証を受けることとし、その構築運用に取り組み、外部審査機関の審査を受けてきた。その結果、ISO14001の規格に適合していると認められ、12年1月27日に認証取得が決定した。

### (1) 環境研究所のEMSの概要

環境研究所のEMSは、千葉県環境基本計画、千葉県環境保全率先行動計画を上位計画とし、ISO14001の規格に合わせて構築した。右に環境マネジメントシステムの運用について記述した環境管理マニュアルの概要を示した。

ア 計画(Plan)では、環境方針、環境目的、プログラム等を定めている。

EMSの出発点であり、重要な要素となる環境方針については、省エネルギー、省資源の推進、有害化学物質の管理等10項目からなる方針を作成している。この方針に対応して具体的な行動の指針となるのが環境目的及び目標である。13年度までに8年度比で電力使用量を6%削減、水道使用を5%削減など、数値的目標が可能なものは数値で示した。

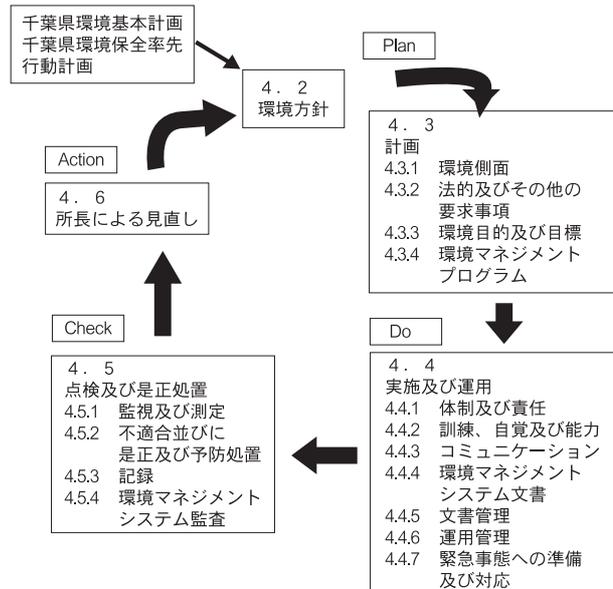
イ 実行(DO)では、実行するための体制と責任の所在、文書の管理、外部及び内部コミュニケーションに関する取り決め、薬品管理規程、廃棄物管理規程などの実際の運用に関する規定を定め、これに従って運用することとした。

ウ 点検(Check)では、実際の運用において、イで定めた取り決め、規程及び法的基準に適合しているか否かを監視する手順、内部環境監査の方法、適合していない場合の対応手順などを定めている。

エ 見直し(Action)では、所長がシステムを見直すための手順が定められている。

### (2) 認証取得までの経過

所内では、EMSの構築については専任職員を置かず、各課・室から選出された職員によって構成される委員会(10名)によって行った。



### 環境管理マニュアルの概要

作業的に重要なのは、構築初期に行う環境側面の抽出と、法的要求事項の整理である。

また、職員への研修・教育も重要な要素であり、ISO14001に関連する認証取得までに5回の研修を開催している。

主な経緯は以下のとおり。

- 11年3月 取得体制の整備、第1回法的要求事項調査、環境側面調査
- 11年4月 認証取得宣言、第2回法的要求事項調査、環境側面調査
- EMSの構築(～8月)
- 6月 内部環境監査員研修
- 環境側面評価実施
- 7月 環境方針策定
- 11年9月 EMSの運用開始(9月～)
- 11年10月 審査登録機関による事前審査
- ～12月 ・本審査、内部環境監査の実施
- 12年1月 認証取得

### (3) EMSの構築・運用により期待される効果

EMSの構築・運用により、次のような効果が期待される。また、11年度の環境目標はすべて達成されており、11年度の運用による成果も合わせて示した。なお、電力等の数値は4月～12月合計値の8年度比である。

ア 職員の意識向上

環境方針にしたがった具体的な環境目標を掲げることにより、職員全員で取り組む意識が向上した。

#### イ 環境負荷の低減

省エネルギー、省資源を推進することによって、地球環境の保全に寄与する。

11年度は、電力使用量では24.0%、LPガス使用量は48.5%、水道使用量は37.7%削減された。

#### ウ 関連法規制の遵守の徹底、環境影響の未然防止

関連法規制のさらなる遵守の徹底、有害化学物質・廃棄物の一層の適正管理を行うことにより、環境への影響をより確実に未然防止できる。

11年度は、事業に関連すると考えられる100を越える法規制等(劇毒物取締法、消防法(火災予防条例)等)を再チェックし、遵守の徹底が図られた。

#### エ 市町村、民間事業者への波及

認証取得の成果をインターネットで公開することで、市町村や民間事業者の認証取得が促進される。

(ホームページアドレス)

<http://www.wit.pref.chiba.jp/cies/>)

#### (4) 今後の対応

12年6月に取得後の内部環境監査を実施し、8月に所長による見直しを行い、環境方針及び環境目的の見直しを実施した。

今後も定期的に見直しを行うとともに、審査登録機関の審査を毎年受け、環境負荷の一層の低減に努めていく。

## 環 境 方 針

### 基本理念

千葉県は、「健全で恵み豊かな環境保全と将来への継承」を基本目標として「千葉県環境基本計画」を策定し、環境保全について積極的に取り組んでいます。

千葉県環境研究所は、県の環境保全を担う研究所として、率先して環境マネジメントシステムを構築し、地域環境はもとより地球環境の保全のため、当所の環境保全活動の充実を図るとともに、県民、事業者の環境保全への自主的な取り組みに対して支援を行っていきます。

### 基本方針

千葉県環境研究所は、千葉県における環境行政を支える研究機関であることを踏まえ、以下の方針に基づき環境マネジメントプログラムを推進し、システムの継続的な改善に努めます。

#### (法令等の遵守)

1 当所の活動が環境に与える影響を的確にとらえ、環境関連の法律、条例等を遵守し、環境汚染の未然防止に努めます。

#### (省エネルギー、省資源の推進)

2 当所の活動による環境負荷を低減するため、電力などのエネルギーの節減及び用紙、水などの資源の有効活用を推進します。

#### (リデュース、リユース、リサイクルの推進)

3 循環型社会の形成を推進するため、リデュース、リユース、リサイクルを推進します。

#### (有害化学物質の管理)

4 有害化学物質による環境汚染の防止のため、使用する薬品類の適正な管理を行います。

#### (廃棄物の適正処理)

5 当所の活動によって生じた廃棄物は、分別収集を徹底し、適正な処理を行います。

#### (環境保全型製品の購入推進)

6 物品の調達に当たっては、環境負荷の少ない製品の購入を推進します。

#### (環境目的・目標の設定及び見直し)

7 環境方針を達成するため、環境目的・目標を設定し、定期的に見直すとともに、必要に応じて改訂を行います。

(地域社会への貢献)

8 県民、事業者に対し、環境問題の改善に有益な研究成果や環境保全に関する情報を提供します。

(全員参加)

9 環境方針を達成するため、すべての職員が環境保全活動に取り組みます。

(公開)

10 環境方針は、すべての職員に対し周知徹底を図るとともに、一般に公開します。

平成 12 年 8 月 31 日

千葉県環境研究所 所長 鎗田功

### 環境目的及び目標（最終改定日：12年8月31日）

環境方針	環境目的	目標
1 省エネルギー、省資源の推進	電力使用量の削減を図る。 13年度末まで、15%削減を維持する。	12年度：15%削減
	水道使用量の削減を図る。 13年度末まで、30%削減を維持する。	12年度：30%削減
	紙類の使用量の削減を図る。 13年度末まで、20%削減を維持する。	12年度：20%削減
	公用車運転に伴う、環境負荷の削減を図る。 運行、点検管理体制を整え、環境にやさしい運転、運行を実施する。	12年度：運行管理の推進
2 リデュース、リユース、リサイクルの推進	リデュース、リユース、リサイクル活動を推進し資源の有効利用を図る。	12年度：リデュース、リユース、リサイクル活動の推進
3 有害化学物質の管理	有害化学物質の管理を徹底するとともに、有害化学物質の使用量の少ない分析方法の検討を行う。 13年度末までに薬品保管量を4%削減する。	12年度：薬品管理の推進、薬品保管量の2%削減
	化学系排水の管理を徹底するとともに、緊急時等における有害化学物質の下水道への排出を防止する。	12年度：排水管理の推進
4 廃棄物の適正処理	廃棄物の管理を徹底し、廃棄物量を削減する。	12年度：廃棄物管理の推進
5 環境保全型製品の購入推進	環境保全型製品の購入推進。 13年度末までに事務用消耗品購入金額に占める環境保全型製品の購入金額の割合(購入率)を15%増加を維持する。	12年度：備品購入における環境配慮。事務用消耗品における購入率を15%増加
6 地域社会への貢献	研究の充実、県民向け講座の充実を図る。	12年度：一般県民向け資料作成とホームページ掲載。
	所内の緑化推進を図る。	12年度：緑化の推進
7 公開	本マニュアルを広く県民に公開する。	12年度：本マニュアルのホームページ掲載。

数値目標の基準年はエコオフィスプランの基準年である8年度とする。

但し、薬品保管量及び事務用消耗品における環境保全型製品の購入率については10年度を基準年とする。

### 3 ISO14001をめぐる動き

環境マネジメントシステムの国際的な標準規格であるISO14001は8年に規格が発行して以来、我が国の認証取得件数は着実に増加しており、12年9月末現在で、4,471件となっている。

また、県内の認証取得件数は、12年9月末現在で、159件であり、全国第10位となっている。こ

れを業種別で見ると、電気機械や化学工業等の製造業が中心だが、近年は、サービス業や自治体へと広がりを見せている。

県内の自治体では、10年1月に白井町が自治体として全国で最初に認証取得して以来、県環境研究所や東金市、市川市クリーンセンター、船橋市北部清掃工場・南部清掃工場が認証を取得している。

## 第3節 エコテク・サポート制度

### ～環境新技術推進制度～

#### 1. エコテク・サポート制度の制定

本県の多様化する環境問題に対応し、本県に適した環境改善技術について、民間の技術を広く活用して環境問題に積極的に取り組むこととして9年11月に環境新技術推進制度を創設した。

#### 2. 制度の内容

##### (1) 趣旨

本県の地域環境の改善と保全及び地球環境問題の解決に寄与するため、県の施策の方向に沿う民間の実用化の見込みの高い技術等を対象とした共同研究等を進め、その推進を図る。

##### (2) 対象技術（環境新技術）

公害防止技術、自然環境の維持回復、地球環境問題に関連する技術であって、実用化の見込みが高いもの、環境負荷が少ないもの、費用対効果が妥当なものであり、県の施策に合致し、本県に適用可能な技術を対象とする。

##### (3) 対象者

民間の事業者（原則として個人は除く。）であって、事業遂行に必要な技術面、資金面での能力を有する者を対象とする。

##### (4) 推進方法

県は、必要に応じ共同研究の実施及び公開試験の機会の提供を行う。

#### 3. 制度の適用実績

共同研究については、12年10月までに、廃棄物の処理システムの構築に関する研究3件、都市排水路等の水質浄化施設の開発に関する研究1件の申し出があり、技術開発のための研究が実施されている。

公開試験については、道路沿道の大気浄化技術及び手賀沼の水質浄化技術に関する2課題の公募を行い、道路沿道の大気浄化の課題は、二酸化チタン等の光触媒を用いた窒素酸化物の除去のための

6技術、手賀沼の水質改善に関する課題では21技術について、現地において公開試験が実施された。

## 第4節 公害防止計画

### 1. 千葉地域公害防止計画の策定

#### (1) 策定の経緯

公害防止計画は、現に公害が著しい地域又は今後人口や産業の急速な集中などにより公害が著しくなるおそれのある地域を対象に、公害の防止に関する諸施策を総合的・計画的に講ずることにより公害の防止を図ることを目的として、環境基本法第17条の規定に基づき都道府県知事が策定し内閣総理大臣の同意を得た（12.4.1承認制度から変更）計画である。

この制度は45年度にスタートし、12年3月末現在29都道府県34地域で計画が策定されている。

本県では、45年度に千葉・市原地域、47年度に江戸川流域地域の公害防止計画を策定し各種の公害防止施策を推進してきた。

その後、49年度に両計画を統合し、計画地域を15市町に拡大した千葉臨海地域公害防止計画を策定し54年度からさらに期間を5年間延長した。

59年度には、臨海地域に隣接している印旛沼、手賀沼の水質悪化が著しく、浄化が必要であることなどから、15市町から26市町村へと大幅に地域拡大し、5年間延長した。

さらに、元年度には、本計画の名称を「千葉地域公害防止計画」と変更し、計画地域を旧計画地域の26市町村に関宿町を加え27市町村として地域を拡大した。9年9月30日に内閣総理大臣から、当該地域を対象とした新たな公害防止計画の策定指示があり、これを受け、県では関係市町村と協力し、新計画の策定を進め10年2月26日に内閣総理大臣の承認を受けたところである。

#### (2) 計画の概要

##### ア 計画期間

9年度から13年度までの5年間。

##### イ 計画策定地域

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市、関宿町、沼南町、酒々井町、印旛村、白井町及び本埜村の区域（21市4町2村、合計27市町村）

#### ウ 計画の目標

計画の目標は表2-1-1のとおりであり、目標が全体として13年度末を目途に維持達成されるよう努める。

#### エ 計画の主要課題

##### （ア）都市地域における大気汚染対策

都市地域における二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントに係る大気汚染の防止を図る。

##### （イ）交通公害対策

国道357号等の主要幹線道路沿道における二酸化窒素に係る大気汚染、騒音の防止を図り、また新東京国際空港等周辺における航空機騒音の防止を図る。

##### （ウ）都市内河川の水質汚濁対策

国分川等水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る。

##### （エ）印旛沼・手賀沼の水質汚濁対策

印旛沼・手賀沼のCODに係る水質汚濁、窒素及び燐による富栄養化の防止を図る。

##### （オ）東京湾の水質汚濁対策

東京湾のCODに係る水質汚濁、窒素及び燐による富栄養化の防止を図る。

##### （カ）地下水汚染対策

トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物による地下水汚染の防止を図る。

##### （キ）地盤沈下対策

関東平野北部地域の一部地域に見られる地盤沈下の防止を図る。

##### （ク）廃棄物・リサイクル対策

事業者及び住民等すべての主体の参加による廃棄物・リサイクル対策を推進し、環境への負

荷の低減を図る。

## 2. 公害防止計画事業の概況

千葉地域公害防止計画（計画期間9年度～13年度）に係る計画事業費の総額は1兆4,717億円である。その内訳は、地方公共団体が実施する事業に要する経費が約1兆3,117億円、事業者が行う事業に要する経費が約1,600億円である。

### （1）地方公共団体等が行う事業

本計画において県及び市町村が主体となって講ずることとしている主な公害防止対策事業は表2-1-2のとおりである。

なお、事業別の計画事業費は表2-1-3のとおりである。

表 2-1-1 公害防止計画の目標

区 分		項 目	目 標
1	大気汚染	二酸化硫黄、一酸化炭素 浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	「大気汚染に係る環境基準について」 (昭和48年5月8日環境庁告示第25号) 第1に定める環境基準
		二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和53年7月11日環境庁告示第38号) 第1に定める環境基準及び第2の2
		ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について」 (平成9年2月4日環境庁告示第4号) 第1に定める環境基準
2	(1) 人の健康保護項目	公共用水域 カドミウム、全シアン、鉛 六価クロム、砒素、総水銀 アルキル水銀、PCB ジクロロメタン、四塩化炭素 1,2 - ジクロロエタン 1,1 - ジクロロエチレン シス - 1,2 - ジクロロエチレン 1,1,1 - トリクロロエタン 1,1,2 - トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,3 - ジクロロプロペン チウラム、シマジン チオベンカルブ、ベンゼン セレン	「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の1に定める基準値
		地下水 同上	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 (平成9年3月13日環境庁告示第10号) 第1に定める基準値
	(2) 生活環境保全項目	ア 河川 水素イオン濃度 生物化学的酸素要求量 浮遊物質 溶存酸素量 大腸菌群数	「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める基準値
		イ 湖沼 水素イオン濃度 化学的酸素要求量 浮遊物質 溶存酸素量 大腸菌群数 全窒素 全燐	「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める基準値
		ウ 海域 水素イオン濃度 化学的酸素要求量 溶存酸素量 大腸菌群数 n-ヘキサン抽出物質(油分等) 全窒素、全燐	「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める基準値

区 分	項 目	目 標
3 土壌汚染	2 水質汚濁 (1) 人の健康保護項目の公共用水域項目 + 有機燐、銅	「土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成3年8月23日環境庁告示第46号) 第1に定める基準値
4 騒 音	騒音	「騒音に係る環境基準について」 (昭和46年5月29日閣議決定) 第1に定める基準値
	航空機騒音	「航空機騒音に係る環境基準について」 (昭和48年12月27日環境庁告示第154号) 第1に定める基準値
5 振 動	振動	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度
6 悪 臭	悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度
7 地盤沈下	地盤沈下	地盤沈下を進行させないこと

表2-1-2 公共団体等の実施する主な公害対策事業  
(9～13年度)

事業名	内 容
下水道整備	普及率 59.66% 増加処理人口 662千人
廃棄物処理施設整備	処理能力 13年度末計・新增設 (事業実施団体数)
ごみ処理施設	6,969t/日・497t/日 (7市1組合)
粗大ごみ処理施設	972t/日・70t/日 (1市1組合)
し尿処理施設	2,803kl/日・636kl/日 (4市2組合)
埋立処分地	整備容量1,500千m <sup>3</sup> (4市町1組合)
リサイクルプラザ	751t/日・352t/日 (5市)
しゅんせつ・導水 湖沼しゅんせつ 港湾しゅんせつ	150千m <sup>3</sup> (千葉県) 60千m <sup>3</sup> (千葉県)
監視測定体制整備	大気、水質、騒音等の測定機器等の整備及び低公害車の購入(千葉県、17市)
畜産経営環境整備	家畜排泄物処理施設整備 (7市2町)
公害防止調査研究	地下水汚染対策調査等 (4市1町)
公園緑地等整備	総合公園等の整備 (千葉県、23市町村)
交通対策	交差点立体化 (千葉県、2市) 信号機機能の高度化(千葉県)
地盤沈下対策	工業用水道整備(千葉県) 上水道整備(千葉県、2組合)

表2-1-3 公害防止事業の計画事業費  
(9～13年度)

事業名		計画期間内 計画事業費 (百万円)	(参考) 旧計画実績 (平成4～ 8年度)
公害 対策 事業	特例負担適用事業	下水道整備 公共下水道(終末)	58,283 / 52,301
		地域下水道(終末)	147,930 / 123,385
		特定公共下水道	270 / 116
		ごみ処理施設	142,819 / 125,732
		し尿処理施設	30,907 / 11,922
		埋立処分地	18,737 / 6,102
		海洋性廃棄物処理施設	629 / 2,160
	その他	15,500 / 0	
	学校環境整備	973 / 0	
	しゅんせつ・導水等	5,292 / 2,070	
	監視測定体制設備	879 / 847	
	特例負担非適用事業	公共下水道等(管渠)	524,938 / 399,896
	畜産経営環境整備	1,732 / 229	
農業用集落排水施設整備	18,901 / 7,281		
合併処理浄化槽設置補助	8,389 / 6,269		
公害保健対策	5 / 79		
公害防止調査研究	439 / 181		
その他	11,457 / 9,492		
公害 関連 事業	公園緑地等整備	161,661 / 129,226	
	交通対策	111,114 / 32,249	
	地盤沈下対策	49,523 / 152,032	
	その他	1,295 / 5,111	
合 計		1,311,672	1,071,773

## (2) 事業者の行う事業

本計画において、事業者が行うこととしている大気、水質及び騒音等関係公害防止施設に係る計画事業費は表2-1-4のとおりである。

表2-1-4 公害防止計画における事業者の講ずることとしている措置に係る計画事業費  
(9～13年度)

	計画期間内計画事業費(百万円)
大気関係	136,124
水質関係	10,944
騒音・悪臭関係	1,784
産業廃棄物関係	7,322
その他	3,849
合計	160,023

## 第5節 公害防止協定

### 1. 制度の概要

企業の事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全及び地球環境の保全を図ることを目的に、法令を補完し、法令よりも厳しい排出基準等を設定することなどにより地域と企業の実情に応じたきめ細かい指導を行うため、企業と公害防止協定を締結している。

公害防止協定は、県、地元市、企業の三者間で締結した「公害の防止に関する協定(基本協定)」と同協定に基づく「公害の防止に関する細目協定(細目協定)」からなっている。

### 2. 基本協定の概要

基本協定は、公害防止の理念、年間計画書、事前協議、緊急時の措置、被害補償等協定の基本的な事項について定めており、期間の限定はしていない。

### 3. 細目協定の概要

細目協定は、基本協定に基づき具体的な排出量、排出濃度、監視等について期間を明示して定め、更新されている。

なお、細目協定は12年2月17日付けで更新され

たところであり、その概要は次のとおりである。

#### (1) 適用期間

12年4月1日から17年3月31日まで

#### (2) 協定の内容

##### ア 大気汚染関係

(ア) 硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじんの全協定工場の排出総量及び工場ごとの\*総量規制を定めている。

(イ) 工場で、使用される自動車からの窒素酸化物排出量を削減するため、自動車窒素酸化物自主管理計画を定めている。

(ウ) 炭化水素について、これを発生する原油、揮発油、ナフサ等を対象に屋外タンク、出荷施設、使用施設及び製造施設ごとに排出防止のための施設基準を定めている。

##### イ 水質汚濁対策

(ア) COD等の汚濁負荷量については総量規制を定めている。

(イ) 東京湾富栄養化対策として窒素、りんについて排出水中の濃度、負荷量を定めている。

(ウ) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有害物質について、排出基準を定めている。

##### ウ その他

地盤沈下対策として地下水採取総量等を、廃棄物対策として累積総量等を定めているほか、地球温暖化物質の排出抑制や地質汚染の防止対策、化学物質による環境汚染の未然防止対策、騒音、悪臭対策についても定めている。

### 4. 締結の経緯

本県では、43年11月に東京電力(株)との間に公害防止協定を締結したのをはじめとして、千葉臨海地域に進出している主要企業との間に次のとおり締結しており、12年10月1日現在、協定締結工場は53社61工場である(表2-1-5)。

### 5. かずさ環境協定

千葉臨海地域に進出している主要企業との間に締結しているこの公害防止協定とは別に、かずさ

表 2-1-5 公害防止協定締結工場（12年10月1月現在）

関係市	工場名	所在地	公害防止協定締結年月日	細目協定締結年月日
千葉市	川崎製鉄(株)千葉製鉄所	千葉市中央区川崎町1	49.1.21	12.2.7
	東京電力(株)千葉火力発電所	" " 蘇我町2-1367	" "	" "
	川崎鋼板(株)千葉工場	" " 塩田町385-1	51.6.14	" "
	東日本製糖(株)	" 美浜区新港36	" "	" "
	参松工業(株)千葉工場	" " " 35	" "	" "
	味の素製油(株)千葉工場	" " " 230	" "	" "
	千葉製粉(株)	" " " 17	" "	" "
市原市	昭和電工(株)千葉工場	市原市八幡海岸通3	49.1.21	12.2.17
	昭和キャボット(株)千葉工場	" " 3	" "	" "
	王子コーンスターチ(株)千葉工場	" " 9	" "	" "
	大日本インキ化学工業(株)千葉工場	" " 12	" "	" "
	旭硝子(株)千葉工場	" 五井海岸10	" "	" "
	日本合同肥料(株)千葉工場	" " "	" "	" "
	チッソ石油化学(株)五井製造所	" " 5-1	" "	" "
	日曹丸善ケミカル(株)五井工場	" " 6	" "	" "
	丸善石油化学(株)千葉工場	" 五井南海岸3	" "	" "
	コスモ石油(株)千葉製油所	" 五井海岸2	" "	" "
	東京電力(株)五井火力発電所	" " 1	" "	" "
	電気化学工業(株)千葉工場	" 五井南海岸6	" "	" "
	日本曹達(株)千葉工場	" " 12-8	" "	" "
	協和油化(株)千葉工場	" " 11	" "	" "
	宇部興産(株)千葉石油化学工場	" " 8-1	" "	" "
	極東石油工業(株)千葉製油所	" 千種海岸1	" "	" "
	東レ(株)千葉工場	" " 2-1	" "	" "
	東レ・ダウコーニング・シリコン(株)千葉工場	" " 2-2	" "	" "
	ジェイ・エス・アール(株)千葉工場	" " 5	" "	" "
	三井化学(株)市原工場	" " 3	" "	" "
	出光興産(株)千葉製油所	" 姉崎海岸2-1	" "	" "
	出光石油化学(株)千葉工場	" " 1-1	" "	" "
	東京電力(株)姉崎火力発電所	" " 3	" "	" "
	住友化学工業(株)千葉工場(姉崎地区)	" " 5-1	" "	" "
	日本板硝子(株)千葉工場	" " 6	" "	" "
	エヌケーケー条鋼(株)千葉製造所	" " 7-1	" "	" "
	三井造船(株)千葉事業所	" 八幡海岸通1	51.6.14	" "
	不二サッシ(株)千葉工場	" " 13	" "	" "
	不二電化(株)千葉工場	" 八幡北町3-5	" "	" "
	古河電気工業(株)千葉事業所	" 八幡海岸通6	" "	" "
	日立化成工業(株)五井工場	" 五井南海岸14	" "	" "
	旭ペンケミカル(株)千葉工場	" 五井海岸10	" "	" "
	三菱製鋼(株)千葉製作所	" 八幡海岸通1-6	5.1.8	" "
新名糖(株)	" " 2-16	5.3.12	" "	
京葉モノマ(株)	" 五井南海岸11-6	7.2.9	" "	
袖ヶ浦市	住友化学工業(株)千葉工場(袖ヶ浦地区)	袖ヶ浦市北袖9	49.1.21	12.2.17
	富士石油(株)袖ヶ浦製油所	" " 1	" "	" "
	吉野石膏(株)千葉第一工場	" " 18	" "	" "
	東邦化学工業(株)千葉工場	" " 10	" "	" "
	広栄化学工業(株)千葉工場	" " 25	" "	" "

関係市	工場名	所在地	公害防止協定締結年月日	細目協定締結年月日
袖ヶ浦市	片倉チッカリン(株) 千葉工場	袖ヶ浦市北袖 13	49. 1. 21	12. 2. 17
	日産化学工業(株) 袖ヶ浦工場	" " 11-1	"	"
	日本燐酸(株) 千葉工場	" " 14	"	"
	東京電力(株) 袖ヶ浦火力発電所	" 中袖 2-1	"	"
	旭化成工業(株) 千葉工場	" " 5-1	"	"
	チヨダウーテ(株) 千葉工場	" 北袖 12-1	61. 4. 1	"
	吉野石膏(株) 千葉第二工場	" 南袖 52	元. 12. 22	"
	チヨダウーテ(株) 袖ヶ浦工場	" " 44	"	"
	(株)荏原製作所 袖ヶ浦工場	" 中袖 20-1	4. 7. 10	"
	川崎重工業(株) 袖ヶ浦工場	" 南袖 50-1	6. 1. 18	"
君津市	君津共同火力(株) 君津共同発電所	君津市君津 1	49. 1. 21	12. 2. 17
木更津市	新日本製鐵(株) 君津製鐵所 " 総合技術センター	君津市君津 1	49. 1. 21	12. 2. 17
君津市 富津市		富津市新富 20-1	49. 3. 30	"
富津市	東京電力(株) 富津火力発電所	富津市新富 25	60. 9. 27	12. 2. 17
計			53社61工場	53社61工場

アカデミアパークに対する総合的な環境保全対策を目的として「かずさ環境協定」を締結することとしている。

なお、6年6月に(財)かずさディー・エヌ・エー研究所、9年11月に三菱東京製薬(株)、10年12月に、かずさインキュベーションセンターとこの協定を締結したところであるが、今後みかずさアカデミアパークへの事業所進出に伴い、協定締結の申し入れを行っていく予定である。なお、「かずさ環境協定」の概要は次のとおりである。

#### (1) 環境の維持・向上のための基本的方向

かずさ環境の向上や環境への負荷の軽減等協定の目的とする方向を定めている。

#### (2) 環境活動の内容

環境活動の総合的推進、法令等による環境保全対策の実施、新たな環境汚染の未然防止、廃棄物の適正処理、快適な環境づくりの推進等事業所が実施すべき環境活動について定めている。

#### (3) 環境活動管理制度

環境保全組織の整備、環境への影響の把握、環境報告書の作成・提出、環境報告書の審査、住民との交流の促進、事前協議、事故に関する対応、報告及び調査等環境活動を管理するための制度について

定めている。

#### (4) 責務の確認

違反時の措置、被害補償、情報の適正な管理、地位の承継等責務の確認について定めている。

## 第6節 環境影響評価制度等

### 1. 環境の汚染を未然に防止する制度

環境の汚染を未然に防止するため、県においては、環境影響評価制度、千葉県環境会議、工業団地への事業場の立地に際しての事前審査等の制度を設けている。

環境影響評価制度は、開発事業等を行う事業者が、事業の実施に伴って生ずる環境への影響について事前に調査・予測・評価を行うとともに環境の保全のための措置の検討を行い、住民や行政機関等の意見を取り入れつつ、その事業の実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための仕組みであり、環境アセスメントともいう。

千葉県環境会議は、本県の環境政策のあり方等についての提言を行うことを目的として設置しており、特に大きな規模の開発事業については、基本

計画の段階で、環境保全のあり方についての提言を行っている。提言に当たっては、千葉県環境調整検討委員会において、具体的・専門的事項の検討・調整が行われる。

事前審査制度は、環境影響評価制度の対象規模未達の宅地開発や、臨海部・内陸部の工業団地への事業場の立地に当たって、県が環境の保全の見地からの事前審査を行うものであり、これらの制度の運用により、公害の発生の未然防止と地域の環境の保全の確保が総合的に図られるよう努めている。

## 2. 環境影響評価制度の概要

### (1) 経緯

県では、55年に、環境影響評価に関する手続等を定めた「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定し、56年以降、約100件の事業について環境影響評価の実施を指導してきた。

一方、国においても、59年になされた閣議決定により定められた要綱等により、国が実施又は関与する事業について環境影響評価の実施が図られてきたが、9年6月に、閣議決定要綱をベースとしつつ新たな手続や考え方が取り入れられた「環境影響評価法」が制定され、法律に基づく統一的な環境影響評価制度が確立された。

同法の制定を受け、県においても、指導要綱をベースとした環境影響評価制度の条例化を行うこととし、県環境審議会での審議を経て、10年6月19日付けで「千葉県環境影響評価条例」を制定・公布した。

環境影響評価法・千葉県環境影響評価条例ともに、11年6月12日から施行されている。

### (2) 環境影響評価法の概要

11年6月12日以降、環境影響評価制度は、環境影響評価法と千葉県環境影響評価条例の2本立てで運用されている。このうち、法は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を対象とした環境影響評価手続を定めており、条例は、法の対象とならない規模・種類の事業を対象とした環境影響評価手続と、法に基づき実施される環境影響評価手

続への付加手続を定めている(法・条例の対象事業の種類・規模については表2-1-6参照)。

環境影響評価法に基づき実施される手続の概要は以下のとおりであるが、これらのうち、(\*スクリーニング手続)と(\*スコーピング手続)は、従来の閣議決定要綱にはなく法で新たに取り入れられた手続である。

ア 環境影響評価法の対象となる事業は、その規模により、環境影響評価手続の実施が一律に義務付けられる「第一種事業」と、それよりも規模が小さく、環境影響評価手続を実施するかどうかについて事業特性・地域特性に応じた判定が行われる「第二種事業」とに区分される。このうちの第二種事業を行おうとする事業者は、当該事業の許認可等を担当する行政機関に事業の区域や概要を届け出て、環境影響評価を行う必要があるかどうかの判定を受ける。

イ 事業者は、環境影響評価(調査・予測・評価)の項目や方法を記載した「環境影響評価方法書」を作成し、1か月間縦覧に供する。方法書に対しては、知事や関係市町村長、環境の保全の見地からの意見を有する者が意見を述べることができる。

ウ 事業者は、環境の保全の見地からの意見を有する者や知事からの方法書に対して述べられた意見を踏まえ、環境影響評価の項目や方法を選定した上で、環境影響評価を実施する。

エ 事業者は、環境影響評価の結果を記載した「環境影響評価準備書」を作成し、1か月間縦覧に供するとともに、準備書の内容を周知するための説明会を開催する。準備書に対しても、方法書と同様に、環境の保全の見地からの意見を有する者が意見を述べることができる。

オ 事業者は、環境の保全の見地からの意見を有する者や知事からの準備書に対して述べられた意見を踏まえ準備書の内容を修正した「環境影響評価書」を作成し、当該事業の許認可等を行う行政機関に送付する。許認可等権者は、必要に応じて述べられる環境庁長官の意見を踏まえた環境保全上の意見を事業者に述べ、事業者は、必要

図 2-1-2 千葉県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の流れ

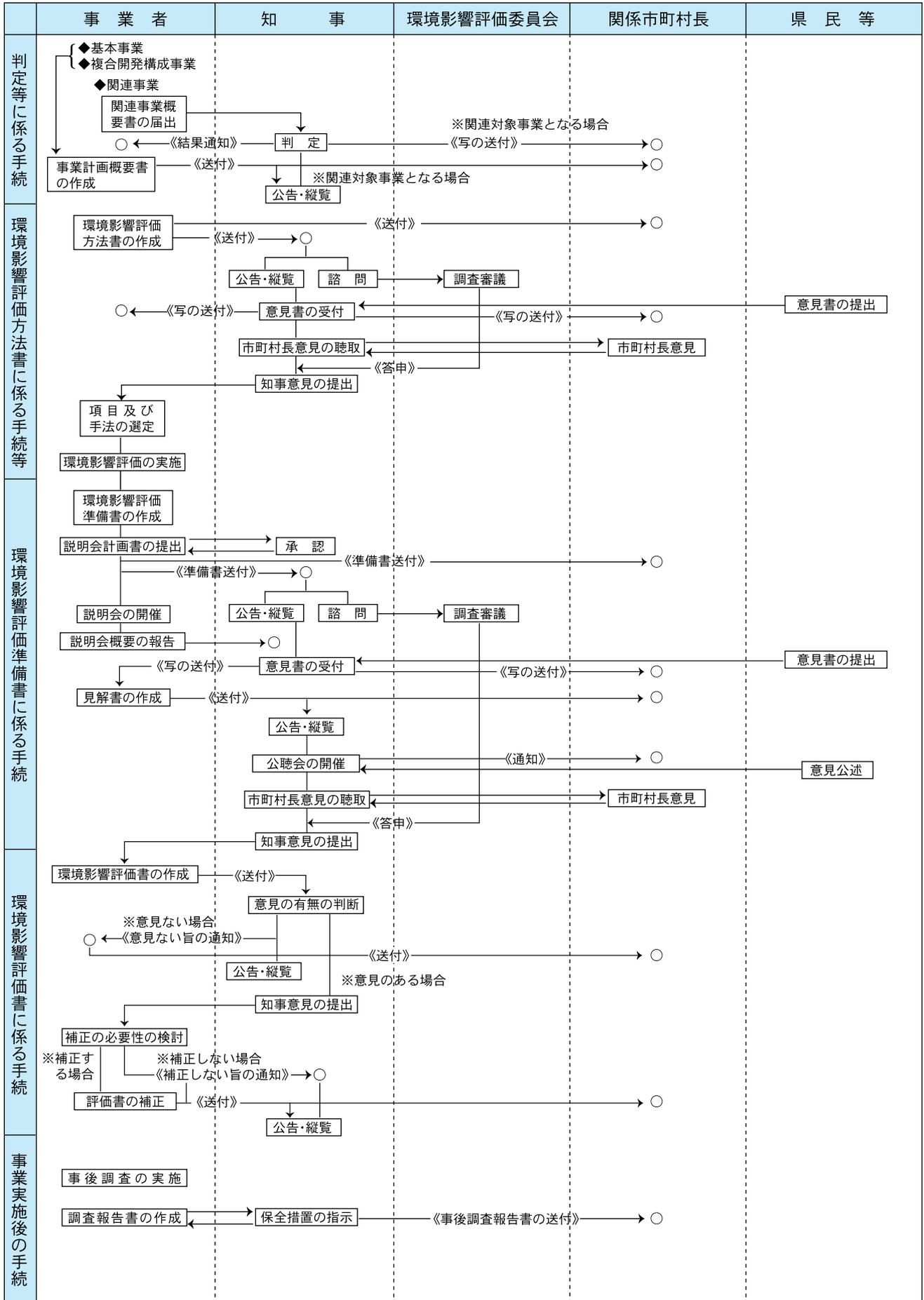


表 2-1-6 環境影響評価法・千葉県環境影響評価条例の対象事業の種類・規模

	環境影響評価法の第1種事業	環境影響評価法の第2種事業	千葉県環境影響評価条例の対象事業(基本事業)
1 道路の新設又は改築			
高速自動車国道 首都高速道路等 自動車専用道路 一般国道 県道・市町村道・農道 林道 自然公園等の区域内	すべて 4車線以上 ----- 4車線・10km以上 ----- 幅員6.5m・20km以上 -----	----- ----- ----- 4車線・7.5km～10km ----- 幅員6.5m以上・15km～20km -----	----- ----- ----- 4車線以上 4車線以上・7.5km～10km 4車線・10km以上 幅員6.5m以上・10km～20km 2車線以上
2 河川工事			
ダム 堰 湖沼水位調節施設 放水路	貯水面積100ha以上 湛水面積100ha以上 改变面積100ha以上 改变面積100ha以上	貯水面積75ha～100ha 湛水面積75ha～100ha 改变面積75ha～100ha 改变面積75ha～100ha	貯水面積75ha～100ha 湛水面積75ha～100ha 改变面積75ha～100ha 改变面積75ha～100ha
3 鉄道又は軌道の建設又は改良			
新幹線鉄道 普通鉄道 モノレール 軌道	すべて 長さ10km以上 ----- 長さ10km以上	----- 長さ7.5km～10km ----- 長さ7.5km～10km	----- 長さ5km～10km 長さ5km以上 長さ5km～10km
4 飛行場及びその施設の設置又は変更			
	滑走路長 2500m以上	滑走路長 1875m～2500m	滑走路長 1875m～2500m
5 発電用電気工作物の設置又は変更			
水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所	出力3万kw以上 出力15万kw以上 出力1万kw以上 すべて	出力2.25万kw～3万kw 出力11.25万kw～15万kw 出力7500kw～1万kw -----	出力2.25万kw～3万kw 出力11.25万kw～15万kw ----- -----
6 廃棄物最終処分場の設置又は変更			
	埋立面積30ha以上	埋立面積25ha～30ha	埋立面積4ha～30ha
7 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓			
	面積50ha超	面積40ha～50ha	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業			
住宅・工場・研究施設 上記以外	面積100ha以上(都計事業)	面積75ha～100ha(都計事業)	面積50ha以上 面積75ha以上
9 新住宅市街地開発事業			
	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業			
	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積50ha～100ha
11 新都市基盤整備事業			
	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業			
	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積75ha～100ha
13 宅地開発事業			
住宅・工場・研究施設 上記以外	面積100ha以上(公団事業)	面積75ha～100ha(公団事業)	面積50ha以上 面積75ha以上
14 レクリエーション施設用地造成事業			
総合遊園地など ゴルフ場(新設) ゴルフ場(増設)	----- ----- -----	----- ----- -----	面積75ha以上 18ホール以上 9ホール以上
15 工場の新設又は増設			
	----- -----	----- -----	排水量1万m <sup>3</sup> /日又は 燃料使用量20t/時以上
16 終末処理場の新設又は増設			
	----- -----	----- -----	敷地面積15ha又は 計画処理人口20万人以上
17 し尿処理施設の新設又は増設			
	-----	-----	処理能力2500/日以上
18 廃棄物焼却等施設の新設又は増設			
焼却施設 溶融施設	----- -----	----- -----	処理能力100t/日以上 処理能力100t/日以上
19 砂利等採取事業			
	-----	-----	採取場面積30ha以上
20 土砂等の埋立て等の事業			
自然公園等の区域内 自然公園等の区域外		----- -----	埋立面積10ha以上 埋立面積40ha以上

に応じて評価書の補正を行った上で、最終的な評価書を1か月間縦覧する。

### (3) 千葉県環境影響評価条例の概要

千葉県環境影響評価条例は、条例の対象となる事業について行うべき環境影響評価手続と、法の対象となる事業について法に基づき環境影響評価手続が実施される場合における本県独自の付加手続を定めており、従来の指導要綱をベースとしつつ、環境影響評価法で新たに取り入れられた手続や考え方を取り入れた内容となっている。

千葉県環境影響評価条例に基づき実施される手続の流れは、環境影響評価法の手続とほぼ同様であるが、方法書等の公告・縦覧を知事が行う点や、準備書に対する意見を述べるに当たり知事が必要に応じて公聴会を開催できることとしている点などが異なっている（千葉県環境影響評価条例の手続の流れについては図2-1-2参照）。

また、条例で定める法の手続の付加手続は、スクリーニング手続における届出書面の縦覧、準備書への意見に対する事業者見解を記載した書面（見解書）の縦覧、公聴会の開催などであり、条例の手続と法の手続との同一性に配慮して設けたものである。

なお、対象事業の種類・規模や、環境影響評価を実施するための技術的指針について定めた規則を制定し、条例と合わせて運用している。

### (4) 11年度中の環境影響評価実施状況

11年度は、指導要綱と閣議決定要綱に基づき、以下のとおり合計6件の事業について環境影響評価の調査審議が行われている。これらの事業は、11年6月12日以降は、環境影響評価法・千葉県環境影響評価条例いずれかの対象となっているが、法・条例それぞれの経過措置により、手続の途中から法・条例の手続に乗り換えるなどの取扱いがなされている。

- 1 宅地開発事業（（仮称）ヒメハル茂原ニュータウン）
- 2 廃棄物焼却施設の建設（君津地域広域廃棄物処理施設）

- 3 宅地開発事業（内陸工業用地造成整備事業（袖ヶ浦椎の森工業団地））
- 4 道路の建設（東金茂原道路）
- 5 土地区画整理事業（（仮称）市東第一特定土地区画整理事業）
- 6 発電所の設置（君津共同発電所5号機新設計画）

## 3. 開発行為の事前審査

県内で10ha以上の宅地開発及び工業団地の造成等を行おうとする者は、「都市計画法」「宅地開発事業等の基準に関する条例」などに基づく許可等の申請を行う前に「宅地開発事業指導要綱」等に基づき関係部局へ協議することになっている。

このため事業者は、土地利用を含めた事業計画を始め、開発行為が地域の環境に及ぼす影響及び環境保全対策などについて記載した環境保全計画書を作成し、環境全般に関する審査・指導を受けることとなる。

なお、環境保全対策の充実が必要と認められる事業については、計画の変更を含めた必要な措置を講ずるように指導し、環境の保全に努めている。

10年度に事前協議を行ったものは、ゴルフ場の計画が3件、宅地開発等の計画が2件の計5件であった。

## 第7節 美しいふるさとづくり

### 1. 趣 旨

私たちが生まれ、育ち、そして生活している千葉県を愛着のもてる「美しいふるさと」とすることは、すべての県民の願いである。

この願いを実現し、地域の特性に応じたきれいで、緑豊かな環境をつくるため、58年度から、地域住民、各種団体、市町村及び県が協調、連携して「美しいふるさとづくり運動」を推進している。

## 2. 美しいふるさとづくり運動の推進

美しいふるさとづくり運動では、県民意識の高揚、地域活動の活性化などを図るため、次のような各種の事業を実施している。

### (1) 環境保全功労者の表彰

環境保全功労者の表彰については、環境保全のために顕著な功績のあった者を環境保全功労者（千葉県環境賞）として52年度から、地域環境保全に顕著な功績のあった者を地域環境功労者知事感謝状被贈呈者として56年度からそれぞれ表彰しており、12年度までの被表彰者数は、千葉県環境賞69名（個人50名、団体19団体）、地域環境功労者知事感謝状贈呈者76名（個人47名、団体29団体）となっている。なお、12年度の被表彰者は表2-1-7のとおりである。

### (2) 千葉県環境月間行事の実施

47年6月、スウェーデンのストックホルムで、「かけがえのない地球」をスローガンに国連人間環境会議が開かれ、人間環境を守り良くするための共通の考え方を示した「人間環境宣言」が採択され、地球環境を守るための国際機関の設置が決められた。

これを受けて我が国では環境庁の主唱により48年から6月5日からの1週間を「環境週間」に、3年からは6月を「環境月間」とし、さらに5年には環境基本法により6月5日が「環境の日」と定められた。

県では、48年から6月を「千葉県環境月間」として、毎年各種の啓発行事を展開している。

12年度の主な環境月間行事は表2-1-8のとおりであり、「循環社会 捨てずに生かす 新時代」をテーマに各種行事を展開し、環境保全の重要性について県民の理解を求めた。

### (3) その他

環境月間以外の行事として、「ゴミゼロ運動」、「千葉県リサイクルの日」県民運動、手賀沼浄化フェア、自然観察会等の各種行事を実施した。

表2-1-7 12年度被表彰者

### 1 千葉県環境賞

氏名（名称）	功績分野	功績概要
井出 源四郎	公害防止	平成元年から千葉県公害審査会の会長として、本県環境行政の推進に貢献。

### 2 地域環境功労者知事感謝状

氏名（名称）	功績分野	功績概要
川 洲 善 治	環境保全	長年にわたり、地域の環境保全活動の協力や不法投棄監視員として貢献。
相 川 正 夫	清 掃	長年にわたり、地域の主要道路等の清掃活動に貢献。
鈴 木 正 志	清 掃	長年にわたり、地域の公共施設の清掃活動に貢献。
森 井 武 義	自然保護	長年にわたり、自然保護指導員として自然公園を巡回し、清掃活動、利用者への啓発等を通じ、自然公園の保護に貢献。
本 吉 正 三	自然保護	長年にわたり、自然保護指導員として自然公園を巡回し、利用者への適切な指導を行うなど、自然保護思想の普及に貢献。

## 第8節 環境学習

### 1 環境学習の必要性

近年の環境問題については、生活様式の変化等により、その形態が自動車交通量の増大に伴う大気汚染、生活排水による水質汚濁、ごみの多様化や量の増大など、主に私たちの日常生活に起因する

表2-1-8 主な環境月間行事実施結果一覧（12年度）

行事名	内容	場所	期日	参加者名
ゴミゼロ運動	ごみの散乱防止と再資源化促進の普及啓発を目的に、散乱空き缶等の県内一斉清掃を実施。	県内一斉	5月28日	535,644名
環境フェア	県民の環境保全意識の高揚を図るため、県環境生活部内6課3研究所及び環境保全商品を製造販売している企業の参加を得て、県民の日中央行事「わくわく県民まつり」において環境啓発イベントを実施。	幕張メッセ	6月10日 11日	54,300名
環境保全功労者表彰	千葉県環境賞（1名） 地域環境功労者知事感謝状（5名）	県庁	6月5日	
環境月間にちなんだ ポスター・作文・標 語入賞者表彰	知事表彰入賞者ポスター（9名）作文（7名） 標語（8名）	県庁	6月14日	応募総数 5,502点
手賀沼ウォッチング	手賀沼の船上見学及び周辺の自然観察	手賀沼	6月4、18、 25日	104名
愛鳥作品コンクール	県内小中校生を対象として、愛鳥ポスターを募集した。		応募締切 6月30日	応募総数 8,739名
鳥獣保護功労者表彰	鳥獣保護行政に貢献した者に知事感謝状を交付した。	自治会館	6月15日	表彰者 5名
エコパーク2000	リサイクル製品の展示、ごみ問題に関するクイズラリー、映画の上映等を行う。	廃棄物情報 技術センター	6月25日	86名
産業廃棄物不法投棄 監視合同パトロール	市町村、県、住民合同によるパトロールを実施した。	君津市内	6月22日	638名
環境保全研究機関等 の一般公開	県庁大気情報管理室 千葉県環境研究所 千葉県水質保全研究所  千葉県廃棄物情報技術センター		6月1日～6月9日 6月26日～6 月30日 6月5日～6月11 日	18名 132名 543名 214名
水辺のふれあい放流 事業	アユ、フナを放流し河川環境に対する県民意識を高めるため県内6河川で実施した。	高崎川 栗山川 洲貝川 小糸川 養老川 一宮川	6月26日～6月30日 6月8日 6月16日 6月16日 6月16日 6月20日 6月30日	580名
ゲンジボタル観賞の 夕べ	ほたる観察	いすみ環境 と文化のさと	6月3日	24名
千葉県まちづくり フェア	記念植樹	九十九里町 印旛村	6月20日 6月23日	52名 68名
磯の生き物を探そう	磯の生物観察会	大原町岩船 海岸	6月4日	15名
九十九里はだして歩 こう大会	健康・体力づくりへの意識高揚を図るとともに、房総の自然を知るため実施。	九十九里浜	6月4日	18,000名
手賀沼の水質保全に 関するポスター展	手賀沼浄化ポスター優秀作品の展示	手賀沼親水 広場	6月1日～ 30日	応募総数 2,322名

ものに変化してきており、また、社会経済活動の進展は、地球の温暖化、オゾン層の破壊や酸性雨などを始めとする地球的規模の環境問題を引き起こしており、早急な対応が求められている。

さらに、県民の環境に対する意識も多様化し、単に公害の防止のみならず、暮らしにうるおいとやすらぎを与え、心の豊かさが実感できる快適な環境の創造が求められるようになってきている。

こうした複雑・多様化する環境問題に対応していくためには、県民一人ひとりが人間と環境とのかわりについて関心を持ち、環境問題を解決するための知識や技能を身につけて、環境に配慮した積極的な行動が取れるための環境学習が重要である。

## 2. 環境学習の推進

本県では、県民一人ひとりが自主的に学習活動を実践していくことを目標に、環境学習を体系的・総合的に推進することとし、4年3月にその指針となる「千葉県環境学習基本方針」を策定した。

この基本方針に基づき、県民による自主的な環境学習が円滑に行われるよう行政と地域、学校、各種団体、企業がそれぞれの連携を図りながら、学習の機会、教材、指導者、拠点の各基盤を整備している。

### (1) 機会づくり

「県民の環境保全に対する意識の高揚を図るための機会の創出」

- ・環境学習に関する情報の提供
- ・環境学習に関する機会の拡大
- ・環境学習への取組みの活性化

11年度は、環境学習推進拠点校の指定（表2-1-9）県民環境講座、こども環境講座等を実施した。

### (2) 教材づくり

「環境問題や環境にやさしい暮らしの方法を説明した、わかりやすい教材の整備」

- ・学校用教材の作成
- ・視聴覚教材の作成
- ・実際に体験できる教材づくり
- ・地域の特徴を題材とした教材づくり

11年度は、環境学習用副読本「環境とわたしたち」を作成し、県内の小学校5年生全員に配布するとともに、副読本の教師用指導書を作成し、各小学校に配布した。

また、学校等へ環境学習用教材キットの貸出を行った。

### (3) 指導者づくり

「環境保全活動や環境学習についての啓発・指導を行う指導者の養成」

- ・日常生活における指導者づくり
- ・学校における指導者づくり
- ・各種団体における指導者づくり
- ・企業活動における指導者づくり

11年度は参加者自らが主体的に考え、学び、活動を体験するという参加型学習を中心としたエコマインド養成講座を開催した。

### (4) 拠点づくり

「地域における環境保全活動や環境学習の拠点の整備」

- ・既存施設の活用

11年度は、さわやかちば県民プラザにおいて「環境学習コーナー」の公開、県民向けの環境講座、環境ボランティアの支援、環境学習情報の提供等を実施した。

また、手賀沼親水広場において野外観察スクール等を行ったほか、県立中央博物館、県立少年自然の家等で各種環境学習講座を実施した。

### (5) その他

地域における環境学習を推進するために、県民の自主的な環境学習の支援に応えられるよう、環境学習アドバイザー派遣事業を実施している。また、市町村独自に実施する環境学習講座の開催等に対し、経費の一部を助成した。（表2-1-10）

## 3. 広 報

環境問題に対する県民の意識の高揚を図るとともに、本県の環境の現状及び環境保全対策を一般に公表するため、印刷物・テレビ・ラジオ等を活用して広報活動を実施しており、その概要は次のとおりである。

表 2-1-9 11年度環境学習推進拠点校（指定期間：11年4月1日～12年3月31日）

（小学校）

拠点校の名称	活 動 概 要
市原市立内田小学校	環境学習交流会、栽培活動、親子環境学習・講演会、リサイクル活動
市川市立菅野小学校	テーマ「ケナフで地球にやさしい生活をしよう」「いかに自然と共生するか」
流山市立八木南小学校	特別活動「八木南小まつり」での環境学習、家庭廃油による石鹸づくり、ケナフの全国発芽マップ活動への参加
佐倉市立和田小学校	テーマ「森となかよし」「わたしたちのくらしと商店街 環境探検」「森林と人間の関わりを考える」
蓮沼村立蓮沼小学校	エコ集会、なかよしの木観察、環境カルタの作成、海岸清掃
大網白里町立増穂小学校	テーマ「環境とのかかわりに視点をあてた総合的学習を通して」、リサイクル活動、地域美化活動
勝浦市立興津小学校	磯観察、リサイクル活動、他校との交流会、ネイチャークイズの設置、さくら草の移植
習志野市立袖ヶ浦東小学校	国語科の研究、クリーン活動、リサイクル学習会、草花の植栽活動、施設見学
市川市立中山小学校	資源回収活動、空に親しむ啓発事業、星空観察会、親子植物観察会
光町立白浜小学校	地域の自然に親しむ活動、「木戸浜のふしぎ発見ルーム」の作成・展示
横芝町立大総小学校	地域人材を活用した「山学校」（学びの森）、リサイクル活動、廃油石鹸
白子町立関小学校	環境マップの作成、関小学区ぐるっと探検集会、環境美化推進日設置
岬町立古沢小学校	教科による実践、川づくり委員会による小川づくり（わんぱく川）
君津市立北子安小学校	「北子安の森」を活用した授業研究。「森のコンサート」、「森のなかよし祭り」

（中学校）

拠点校の名称	活 動 概 要
沼南町立手賀中学校	手賀沼見学、生徒会新聞発行、地域美化活動（クリーン作戦）
富里町立富里北中学校	研究主題「保護者や地域と協力した美化活動」、ふれあい奉仕活動
茂原市立富士見中学校	標語・ポスター等コンクールへの参加、紙のリサイクル活動、天体観測会
富津市立天羽東中学校	環境学習掲示板設置、酸性雨調査、川の水質調査、大気汚染調査
浦安市立富岡中学校	境川環境調査、動植物の飼育栽培、美化活動、谷津干潟見学
松戸市立根木内中学校	主題「ピオトープによる環境学習」科学部の活動、理科学習教材化
四街道市立旭中学校	資源回収活動、学級ボランティア活動、自然観察、自然調査
天津小湊町立天津中学校	花いっぱい運動、リサイクル活動、ひじき刈り、文化祭環境コーナーの展示

## （1）環境白書

千葉県環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の状況と環境の保全に関して講じた施策を県民に公表するため、45年度（48年度までは公害白書）から毎年発行している。また、52年度から白書の概要をまとめた小冊子「千葉県の環境（千葉県環境白書要約版）」を発行している。

白書は県文書館に置いているほか、市町村、図書館、学校等にも配布している。

## （2）環境学習ビデオ

環境各分野の学習用ビデオ80作品からなるビデオ

ライブラリーを整備し、県庁環境生活課及び「さわやかちば県民プラザ」内環境学習コーナーで、貸出を行った。

## （3）環境コーナー

県文書館に環境コーナーを設け、環境関係の資料、図書を配置し、広く閲覧に供している。

## （4）その他の広報

県で発行する「千葉県民だより」等各種広報紙（誌）やテレビ、ラジオ等の広報媒体を利用して、当面する環境問題及びそれに対応する施策、お知らせ事項などの広報を実施している。

表 2-1-10 11年度環境学習推進事業補助金助成団体

市町村名	事業内容
船橋市	環境保全体験学習：米作り、生物調査、石鮎作り 環境保全啓発事業：「ふなばし環境フェア」の開催、アイドリングストップステッカー
松戸市	環境教育副読本「わたしたちの環境」の作成・配布。
東金市	ごみ減量化推進のためのリーフレット及び小学生用副読本の作成・配布。
鴨川市	クリーンキャンペーン：自然環境保全の重要性を市民及び観光客に訴えるキャンペーン 快適な環境づくり啓発事業：市内河川に小学生児童と地区民でアユ、錦鯉を放流
四街道市	市内4河川を紹介したパンフレットを小学生及び一般市民に配布し、生活排水対策の啓発を図る。
袖ヶ浦市	身近な自然環境と植物がもたらす効用等を啓発し、緑に対する意識の高揚を図るため、袖ヶ浦市植物ガイドブックを作成する。
富里町	「やってみよう田植えから収穫まで」水環境に対する意識を高めるための作業体験。
海上町	教養セミナー、町産業まつりにおける啓発、講座「自然と人間性との共生」
千倉町	「クリーン環境ちくら」の発行。

## 第9節 千葉県地域環境保全基金

### 1. 設置の趣旨

都市・生活型の環境問題に対する取組が実効を挙げるためには、県民等の自覚と行動が不可欠であることに加えて、県民のニーズも単に公害のない環境にとどまらず、快適でうるおいのある生活環境の形成等の質的な変化がみられるため、従前から行っている地域の環境保全対策を充実する必要がある。

また、地球環境問題をはじめ、複雑・多様化する環境問題に対応していくためには、地域の環境保全に関する事業等をさらに積極的かつ継続的に取り組んでいく必要がある。

このため、地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、2年3月27日に「千葉県地域環境保全基金条例（以下「基金条例」という。）を公布・施行し、基金条例に基づく千葉県地域環境保全基金（以下「基金」という。）を2年3月30日に設置した。

### 2. 基金の額

基金の額は、元年度に国の地域環境保全対策費補助2億円を受けて5億円で造成し、その後、2年

度及び6年度にそれぞれ5億円を追加造成するなど11年度末現在で15億4,769万1千円となっている。

### 3. 基金運用益の処理及び使途

基金の運用から生ずる利益は、毎年度の歳入歳出予算に計上し、

- ・地域の環境保全活動に関する基盤整備事業
- ・地域の環境保全活動に関する知識の普及事業
- ・地域の環境保全のための実践活動に対する支援事業
- ・その他地域の環境保全活動に関する事業

に要する経費及び基金の管理に要する経費に充てることとしている。

基金の11年度運用益は2,328千円であり、

- ・環境学習推進拠点校指定事業
- ・エコマインド養成講座

に充当した。